

広島県選挙管理委員会告示第十八号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第二号の規定により、個人演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、安芸高田市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十六年四月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定		施 設		変 更 後	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
刈田地域まちづくりセンター	安芸高田市八千代町勝田一三三七番地	日韓友好親善刈田地域まちづくりセンター			
B & G八千代海洋センター	安芸高田市八千代町佐々井一三二九番地	安芸高田市八千代B & G海洋センター			
桑田の庄	安芸高田市美土里町桑田八三四番地二	高齢者等活動・生活支援促進機械施設「桑田の庄」			
安芸高田市田園パラッツオ	安芸高田市高宮町佐々部九五七番地	安芸高田市高宮田園パラッツオ			
安芸高田市甲田若者定住センターミュージズ	安芸高田市甲田町高田原一四四六番地三	安芸高田市甲田文化センターミュージズ			
羽佐竹コミュニティホーム	安芸高田市高宮町大字羽佐竹字八幡原	安芸高田市高宮町羽佐竹四六番地一			
川根生活改善センター	安芸高田市高宮町大字川根字下宮	高宮川根生活改善センター			
		安芸高田市高宮町川根二九四番地一			
向原町戸島地区生活改善センター	安芸高田市向原町大字戸島一〇一六番地の一	向原戸島地区生活改善センター			
		安芸高田市向原町戸島一〇一六番地一			
坂地区生活改善センター	安芸高田市向原町大字坂一九八四番地の七	向原坂地区生活改善センター			
		安芸高田市向原町坂一九八四番地七			
保垣地区生活改善センター	安芸高田市向原町大字保垣九四二番地の三	向原保垣地区生活改善センター			
		安芸高田市向原町保垣九四二番地三			

中長田集会所	有留地区他目的集会所	寺山地区多目的集会所	
安芸高田市向原町大字 長田一一六八番地	安芸高田市向原町大字 有留一七六一番地	安芸高田市向原町大字 坂四四四二番地の二	
所在地	所在地	名称	所在地
安芸高田市向原町長田 一一六八番地	安芸高田市向原町有留 一七六一番地	有留地区多目的集会所	安芸高田市向原町坂四 四四二番地二